

とくしま 農業委員会だより

第129号

令和8年9月25日発行

編集・発行

徳島市農業委員会
徳島市幸町2丁目5番地
TEL 621-5393・5394

顔ぶれ新たに！新体制の農業委員会

農業委員の任期満了に伴い、令和8年7月21日、遠藤彰良市長から新しい19人の委員へ辞令が手渡され、総会において会長に金澤敬治氏、会長職務代理者に久米裕純氏と谷川興一氏が選任されました。

また、7月30日には農地利用最適化推進委員の18人を委嘱し、新体制で活動がスタートしました。

（4・5ページに新たな委員を紹介しています。）



農業委員辞令交付式

新会長就任挨拶



徳島市農業委員会会長
金澤 敬治

農業者の皆様には、日頃から農業委員会の活動に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、農業委員の改選が行われ、総会において会長職を拝命いたしました。その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、農業委員として9期27年間、地域の皆様とともに農地を守り、農業の振興に取り組んでまいりました。こうした活動を通じて、これまでの多くの方々との交流や経験を積ませていただいたことに感謝するとともに、その経験を生かし、会長として誠心誠意職務に努めてまいります。

さて、現在、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手や後継者の不足、遊休農地の増加、不安定な国際情勢による農業用資材価格の高騰など、さまざまな課題に直面しております。このような課題に対して、農業委員と農地利用最適化推進委員が緊密に連携し、担い手の確保、農地の集積・集約化を進めるとともに、遊休農地の発生防止・解消に努め、地域の実情に応じた農地利用の最適化により一層推進してまいります。また、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となり、地域の皆様との対話を行いながら、持続可能な地域農業の実現に取り組んでまいります。

今後とも、皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。



会長職務代理者
久米 裕純



会長職務代理者
谷川 興一

青年農業者クラブ「アグリクラブ徳島」の新規会員募集について

アグリクラブ徳島は、徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町の7市町村に在住している20代から40代までの若手農業者で構成されている青年農業者クラブです。クラブ員は現在23名で、経営品目は野菜や花、果樹やシイタケまで多岐にわたります。

「つながる」「気づき・学ぶ」「行動・活動する」の3つを活動方針としており、仲間作り、生産技術や経営力の向上、地域貢献を目的に様々なことに取り組んでいます。

クラブの主な活動内容としては、月に1回程度開催される定例会での情報交換、先進地や企業への視察研修、講師を招いての勉強会があります。クラブへの加入理由としては、「先輩農業者との交流」「同年代の仲間作り」「補助金制度などの情報収集」などとなっています。

興味のある方は徳島農業支援センター（☎088-626-8520）までお気軽にご連絡ください。

詳しくは
徳島農業支援センター
☎088-626-8520まで
お問い合わせください！



野生鳥獣による農作物被害でお困りの方へ

鳥獣被害対策は、イノシシなどの野生鳥獣を集落に近づけないための「環境整備」と農地を囲う防護柵や追い払いなどの「防除」、そして被害を与えている鳥獣の「捕獲」について、バランスのとれた総合的な対策を行うことが重要です。

徳島市では、これらの鳥獣被害対策を推進するために様々な支援事業を実施しています。

1 鳥獣被害防止総合支援事業（国補事業）

鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）を活用し、集落ぐるみで農地を囲う防護柵を設置する取り組みに対し、資材費の9割を助成します。

※資材購入前に申請が必要です。まずはご相談ください。

2 小規模鳥獣侵入防止柵設置補助金

家庭菜園等を囲う防護柵を設置する取り組みに対して、資材費の一部を助成します。

※資材購入前に申請が必要です。まずはご相談ください。

3 わな猟免許取得補助金

わな猟免許取得経費を助成します。

※免許取得後は、徳島地区猟友会に入会し、3年間狩猟者登録を行い有害鳥獣の捕獲に従事できることなどの条件があります。

まずはご相談ください。



ホームページに貸したい・売りたい農地の情報を掲載しています！

徳島市農業委員会では、新規就農者や経営規模を拡大したい農業者に向けて、耕作や管理ができなくなった農地の情報の提供をしています。随時更新していますので、興味のある方はホームページをご覧ください。

◆借りたい人・買いたい人

ホームページに掲載している農地の詳しい情報については、お問い合わせ下さい。

◆貸したい人・売りたい人

市内に耕作目的で貸したい農地・売りたい農地をお持ちの方はご連絡ください。

※必ず耕作者が見つかるわけではありません。



徳島市HP

相続などによって農地の権利を取得したときは農業委員会への届出が必要です！

相続などで農地の権利を取得した場合は、法務局での登記完了後に農業委員会への届出（農地法第3条の3の規定による届出書）が必要です。

また、賃借権を相続した方は、別途申請に必要な書類がありますので、農業委員会までご相談ください。

※令和6年4月1日から法務局への相続登記の申請が義務化されています。

農 地 の 賃 借 料 情 報

令和7年1月から12月までに締結（公告）された、徳島市の市街化調整区域内の農地の賃貸借（農地中間管理事業による賃貸借権設定）における賃借料水準（10aあたり年額）は、次のとおりです。

農地の賃借料を決める目安として、ご活用ください。

地 区	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	算出データ数（件）
大地区1（南部） （多家良・勝占・上八万・入田）	15,682	30,035	5,747	93
大地区2（西部） （不動・国府・南井上・北井上）	13,414	23,256	4,762	254
大地区3（北部） （川内・応神）	19,140	31,145	6,949	132
大地区4（その他）	15,000	15,000	15,000	6

注）1 この情報は、法的な効力・決定力を持つものではなく、あくまで参考値です。

2 この情報は、全ての作物についての平均値を算出したものです。作物の種類や、裏作の有無、ハウス栽培施設の必要性などによって異なりますので詳しくはお問い合わせください。

このページの情報に関する問い合わせ先

徳島市農業委員会事務局 農地係 TEL：088-621-5393

新たに選任された 農業委員・農地利用最適化推進委員を 紹介します

農業委員19人と農地利用最適化推進委員18人が連携して活動してまいります。

農地の貸し借り、売買、転用など農地に関するお悩み、また、新規就農に関することについて、お気軽にご相談ください。

※ (農)…農業委員 (推)…農地利用最適化推進委員

不
動



(農) 久米 裕純



(農) 中谷 千春

北
井
上



(農) 赤川 勉



(推) 阿木 靖典

応
神



(農) 坂東 賢二



(推) 岡田 敏明

南
井
上



(農) 湯浅 学



(推) 盛 右二

上
八
万



(農) 中川 浩樹



(推) 奥田 雅之

国
府



(農) 谷川 興一



(推) 美間 亮

下
町
・
一
宮
町



(農) 石井 喜代幸



(推) 佐々木 誠一

入
田



(農) 板東 美佐緒



(推) 近藤 正彦

多
家
良



(農) 瀬畑 俊夫



(農) 武市 直樹



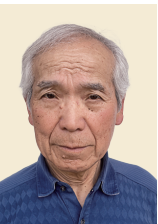
(推) 坂口 太一



(推) 谷永 米男



農業委員・農地
任期は令和11年



(推)井原 一成

よろしく
お願いします



川
内



(農)熊村 秀樹



(農)佐藤 文昭



(推)佐野 一英



(推)鈴木 隆大



中
立



(農)林 恵子

沖
洲



(農)金澤 敬治



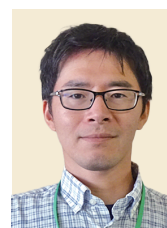
(推)桑野 欣伸

加
茂
名

(農)豊田 修治
(加茂地区兼任)

(推)高橋 能久

加
茂



(推)宮崎 学

勝
占



(農)岸野 三代明



(農)松村 孝明



(推)宮本 忠佳



(推)山本 美香

土地利用最適化推進委員
年(2029年)7月19日まで

お世話になりました

任期満了に伴い、次の方々が退任されました。

【農業委員】

- ◇野口 俊廣 ◇廣瀬 長市
- ◇佐野 泰弘 ◇鎌田 良仁
- ◇川人 泰博 ◇政岡 茂
- ◇佐々木永薫 ◇市岡 沙織
- ◇石田 幸夫 ◇宮崎 学※
- ◇植田美恵子

※印の方は推進委員に
就任されました。

【農地利用最適化推進委員】

- ◇安廣 貴明 ◇武市 直樹※
- ◇宮崎 秀喜 ◇赤川 勉※
- ◇原田 和彦
- ◇松浦 義幸
- ◇近藤 和隆

※印の方は農業委員に
就任されました。

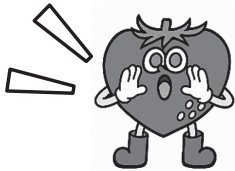
八
万



(農)大貝 美治



(推)長谷川 豊司



知って得する！農業者年金

農業者の年金は会社員と違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給する会社員並の年金を確保するには、自身で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として、農業者には農業者年金があります。

2階部分→	厚生年金	
1階部分→	国民年金	国民年金
	[会社員の年金]	[農業者の年金]

2階部分がない！

この2階部分に
農業者年金を！

広く加入できる

- ★次の要件を満たせばどなたでも加入できます。
 - 年間60日以上農業に従事
 - 原則60才未満
 - 国民年金第1号被保険者
- ★農業経営者の方だけでなく、自営業との兼業農家の方なども加入することができます。

少子高齢時代に強い

- ★自分で積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により、将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型を採用しています。
- ★積立方式・確定拠出型は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が減っても、その影響を受けない安定した仕組みです。

安心の終身年金！死亡一時金も

- ★終身年金なので支給開始から生涯支給されます。
- ★80才前に死亡した場合は、80才までに受け取れるはずだった年金相当額が死亡一時金(非課税)として遺族に支給されます。
(加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。)

保険料の額は自由に選べる

- ★月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択できます。35才未満で保険料の国庫補助を受けられない方は1万円まで保険料の引き下げができます。
- ★保険料はいつでも見直し可能です。ご自身の生活に合わせて保険料を柔軟に設定できます。

税制面で大きな優遇

- ★支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- ★年金資産の運用益が非課税
- ★受け取る年金も公的年金等控除の対象

国庫補助で手厚い支援

- ★認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。
(月額2万円のうち最大1万円、通算で216万円)
- ★保険料の国庫補助分は、将来経営継承をする等の一定の要件を満たせば、特例付加年金として受給することができます。

保険料支払いによる節税効果の試算例

課税対象所得が150万円(税率15.1%)の場合の年間税額

- ①農業者年金に未加入
 $150万円 \times 15.1\% = 226,500円$
- ②農業者年金に加入(保険料月額2万円、年額24万円)
 $(150万円 - 24万円 = 126万円) \times 15.1\% = 190,260円$
 年間節税額 ① - ② = 36,240円
- ③夫婦で農業者年金に加入した場合(同一生計)の税額
 (それぞれ保険料月額2万円、年額合計48万円)
 $(150万円 - 48万円 = 102万円) \times 15.1\% = 154,020円$
 年間節税額 ① - ③ = 72,480円

農業者年金のお問い合わせは

徳島市農業委員会事務局
TEL 088-621-5394 まで

詳しくは…

農業者年金基金

検索



民間の
個人年金より
手厚いなあ



農地パトロールを実施中

農業委員会では、遊休農地の発生や違反転用を防ぐため、農地法に基づき毎年、農地の「利用状況調査」（農地パトロール）を実施しています。今年も、8月から10月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が市内全域の農地を調査します。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆ 遊休農地（耕作放棄地）とは

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
 - ② その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地
- ※ 作付けができていなくても、維持管理（草刈等）が行われていれば、遊休農地とはなりません。



◆ 遊休農地（耕作放棄地）と判断したら

農地パトロールの結果、遊休農地と判断した農地の所有者等に対して、「利用意向調査」を行っています。今後、どのように利用するのかについて、調査にご協力ください。

＜利用意向の選択肢＞

- ① 農地中間管理機構に貸し付ける
- ② 自ら買い手や借り手を探して売却または貸し付ける
- ③ 自ら耕作する
- ④ その他（買い手、借り手を探してほしい等）

※ 農地中間管理機構とは、知事の指定を受けて、農地の貸借を進める機関です。

◆ 課税強化及び軽減について

利用意向調査後6か月を過ぎても、未回答だったり、農地が荒れたままだったり、作付けしないままだったりすると、固定資産税が増額になる場合や、相続税や贈与税の納税猶予の適用対象外となる場合があります。

一方、農地のすべてを農地中間管理機構に貸すことで、固定資産税が減額される場合があります。

遊休農地解消に向けて、農家の皆様のご協力をお願いします！

◆ 定期的に草刈りをして農地を管理しましょう



農地の所有者は農地を守る義務が農地法によって定められています。

耕作放棄された農地は、雑草が生い茂り、種の飛散や害虫が発生します。また、イノシシなど有害鳥獣の隠れ場所になったり、ゴミを不法投棄されたりして、近隣の農地や住民に迷惑がかかります。農地の所有者の方は、草刈りなど適正な管理をお願いします。

農地が荒れてしまう前に耕作できる人に貸すという方法もありますので、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

【問い合わせ先】

- ◆ 農地を貸したい・売りたいとき、農地パトロール・利用意向調査について
徳島市農業委員会事務局（TEL：088-621-5393）
- ◆ 農地中間管理機構への農地の貸借について
徳島県農業開発公社（農地中間管理機構）（TEL：088-624-7247）

全国農業新聞

購読しませんか！

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。

- ◆発行日 毎週金曜日（月4回）
- ◆発行所 全国農業会議所
- ◆購読料 1か月900円
（送料、税込み）

※電子版は1か月700円



購読のお申し込みは
徳島市農業委員会事務局
（TEL088-621-5394）まで
電子版のお申し込みは
全国農業新聞の
ウェブサイトから

農地の相談は、

「農業委員」 又は

「推進委員」（農地利用最適化推進委員）へ

- 高齢で耕作できないので、誰かに農地を貸したい。
 - 規模拡大のため農地を借りたい。
 - 新たに農業を始めたいので、農地の情報を知りたい。
- など、地域の担当委員までお気軽にご相談ください。

地域の「農業委員・農地利用最適化推進委員」は令和8年9月25日発行の本誌P4～5、又は農業委員会HPをご覧ください。お問い合わせください。

【問い合わせ先】

徳島市農業委員会事務局
TEL088-621-5394



農業と農村の図画コンクール

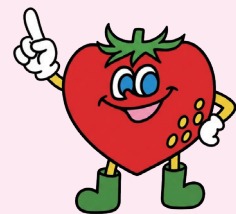
徳島市農業委員会では、子どもたちが農業と農村に対する理解と関心を深めるとともに、自然に満ちた健康的な生活の大切さと、人間形成に役立てるための取り組みとして、「農業と農村」をテーマに、徳島市内の小学校に通学する4年生・5年生・6年生を対象に募集した作品を展示します。是非お立ち寄りください。

作品展示

応募された全ての作品を展示します。

ところ：ふれあい健康館 1階 きっかけ空間

と き：10月28日（水）13時～11月1日（日）16時まで



表彰式

入賞者の表彰式を行います。

ところ：ふれあい健康館 1階 きっかけ空間

と き：11月1日（日）15時～16時予定



（昨年の表彰式の様子）

お知らせ

農業委員会事務局の執務室は、市役所本館3階から**10階**へ移動しました。手続きの際は、お気を付けください。

詳しくは、市ホームページ・広報とくしま（9月15日号）をご覧ください。